

広報

しもいち

No.683

4

令和3年 April



**旧下市小校舎
解体前の思い出作り**

ドローンで上空から下市小学校を空撮し、子どもたちはドローンに向かってポーズを取ったりみんなで手をつないで円になったりと楽しんでいました。

施政方針

令和3年第1回町議会定例会が開かれ、はじめに町長が令和3年度の施政方針を説明しました。町の運営はどのように進められるのか、5つの重点施策についてお知らせします。

1 「教育のまち」 「しもいち」

まちの活力は、なにより町民の皆さまの力があってこそ。そしてその力は次世代へと引き継いでいかなければなりません。そのためにも、下市町で育った子どもたちが住み続けると共に、若い世代に帰郷も含め移り住んでもらいたいと思いつけています。子育て世代にとって魅力的なまちとして、子育てと教育の一層の充実に取り組みを進めます。

教育につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間の第2期下市町「教育大綱」を新しく策定いたしました。これは、町教育の根本となる方針を定めたもので、この教育大綱に基づいて、町長部局と教育委員会が一体となって教育行政を進めてまいります。

義務教育学校校舎の新設につきましては、令和5年4月に9年間一貫教育の義務教育学校を開校すべく、今年の夏には工事を始める予定です。校舎の設計はすでに出来上がり、「風の塔」が印象的な新しいデザインにしております。子どもたちが再生可能エネルギーに関心をもつよう太陽光発電パネルなどを設置

すると共に、町民との交流などができる地域開放室を設け、地域活動の拠点としても活用いたします。また、中学校の課題であった体育館も使え、運動場には100m直送路ができ、部活動等で充分に活用できるようにしています。

昨年10月にすべての児童生徒に1人1台のパソコン端末をそろえることができました。先生方にもしつかり研修をしてもらい、毎日の授業の中でICTを活用しながら、誰一人取り残すことのない新しい時代の学びを実現してまいります。

また、義務教育学校の教育課程を先どりする形で、小学校の高学年に教科担任制を導入いたします。学級担任の授業だけではなく教科によって専門性の高い教員が授業を受け持ちます。特に英語には力を入れ、ALT 2名を継続配置する中で、中学校の英語の先生と共に、多くの教員が関わることで、きめ細かな教育を実現してまいります。

昨年開園した認定こども園につきましては、初年度の不安を乗り越えて、安定した教育と保育を実現してまいります。今後、子育て支援センターとの連携を

強化すると共に、プログラミン教育の基礎など、教育・保育内容を更に充実させ、次世代の下市町を担う人材を育ててまいります。

社会教育につきましては、これまで以上に若年層のニーズを意識した取り組みが必要と考えられており、総合体育館のトレーニングルームの無料開放もその1つです。若い世代が、安心して子育てをし、文化、体育活動に参加し、世代間交流も含めた生涯学習によって豊かで幸せな生活が送れる町でありますように、社会教育力の向上を教育委員会と共に取り組んでまいります。

2 「元気のまち」 「しもいち」

栃原地区を始め、平原地区、才谷地区、仔邑草谷地区、広橋地区、丹生地区、下市都町地区など地域が主体性をもって取り組む、元気な地域づくり事業が増え、様々な工夫をしながら継続されており、交流や地域内消費にもつながっています。今後、地域力の向上に向け共に取り組んでまいります。

また、若者世帯が町内で新築する住宅建設費に対する補助

や、新築の民間賃貸集合住宅に入居した場合の補助などを引き続き行い、移住定住対策に一層取り組んでまいります。

農林業につきましては、新規就農者への支援、森林整備員の育成支援などと共に、有害鳥獣関連事業の更なる推進にも取り組んでまいります。

令和3年2月に下市町、ならこープ、南都銀行で包括連携協定を締結し、4月には「ならこープ下市ステーション」が開所します。この施設では、南都銀行のATMが引き続き設置されると共に、物販、夕食宅配、レストスペース、商品の受取、移動販売などが予定されています。

このような活動と交流、SNSでの情報発信、タウンプロモーション、リモート交流会などを通して、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加も図ってまいります。



令和7年度には団塊の世代が後期高齢期を迎え、さらに令和22年度には団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢人口がピークを迎えます。

町におきましても、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築をより一層進めてまいります。また、令和3年度からの介護保険料については各地域での介護予防活動の成果などもあり約1割の値下げを行います。

私たちが快適な生活を送る上で、生活道路をはじめ河川、橋梁、上下水道などの整備、維持管理は欠かすことのできないものであり、引き続き社会資本整備総合交付金などを活用し、継続的、計画的に事業を進めてまいります。工事が始まった都市計画道路（吉野下市線）については、県と連携し事業推進に取り組んでまいります。

空き家対策につきまして、空き家等の実態調査を行

うと共に、危険な空き家の解体支援及び危険回避支援などに取り組み、迅速な対応に努めてまいります。

自然災害に備え、災害時に必要な物資の計画的な備蓄などの取り組みを行うと共に、地域防災の要である消防団との連携も一層図りながら、防災力を高めてまいります。そして、災害復旧については、引き続き一日も早い完全復旧に向け全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町民の皆さまの命と暮らしを守る、地域社会を維持するため必要な対策を国・県とも連携し進めてまいります。先行して、水道基本料金減免事業、こまどりケーブルテレビ基本料金減免事業、給食費の無償化事業については減免等の期間を半年間延長してまいります。また、ワクチン接種については、町としても接種しやすい環境作りに努めると共に、CATVなどにより正しい情報を発信してまいります。

平成25年度から始めました町政に対して語り合う「タウンミーティング」は、町内全域で開催し、皆さまとの対話を重ねることにより多くの貴重なご意見を頂き、町政に反映してきました。コロナ禍において対面での実施は困難な場合もありますが、ウェブ会議なども活用し参加しやすいタウンミーティングの開催に取り組んでまいります。

町にとつて人材育成は重要なことです。研修受講の推進や実践的な若手職員会議など町独自の研修実施などにより職員のマンパワー向上を図り、行政運営や町民サービスの更なる充実に取り組んでまいります。また、行政のデジタル化についても推進することとしており、新年度においては、ウェブ会議の推進、個人の携帯電話などからも安全に情報連携ができる通信サービスの活用などコロナ禍にも対応した業務の効率化に取り組んでまいります。

そして、産官学金労言の連携推進やマンパワーの結集などにより、高齢化の中で次世代に継承できる、未来を見据

えた取り組みを展開してまいりたいと存じます。

財政運営につきましては、事務的経費の削減に取り組むことは勿論のこと、今後、当町において大きな行政需要が生じることから、できる限り事業の見直しを行い、地方債については、過疎対策事業債を始めとする有利な財政措置のある地方債を計画的に発行し、町負担の抑制に努めてまいります。

また、町の自主財源の根幹をなす町税につきましては、引き続き負担の公平性を図る観点から徴収率の向上に努めてまいります。

押印の見直しにつきまして、窓口業務など多くの町民に関わる押印手続きから廃止を進め、行政事務の効率化を進めてまいります。また、身分証明書や保険証などにも活用できるマイナンバーカードの普及を進めてまいります。

ふるさと納税につきまして、昨年度は全国の大勢の方から、多くの寄附を頂いたところであります。引き続き一人でも多くの方に応援いた

けますようふるさと納税の趣旨を踏まえながら、特産品の更なる充実を図り、下市町の魅力の発信に努めてまいります。

最後に

町では8年間で約26億円の債務を減らすことが出来ました。その中で認定子ども園の整備に続き、義務教育学校の校舎の新設などの大型ハード事業を順次進めてまいります。また、プログラミング教育、効果的なICT教育と共に「ふるさと下市」に対する理解と愛情を育む地域学習の推進などのソフト事業の更なる充実も進めてまいります。

「ふるさとが人を育み、人がふるさとを創る」、だれもが「このまちに生まれてよかった」「このまちに住み続けたい」「このまちに戻りたい」「このまちを新たなふるさとにしたい」と心から思える、そんな「元氣なふるさと下市」の実現に向け、下市町の町政運営に町民の皆さま、そして議員各位、町職員と一丸となって全力で取り組み、下市を前に進めてまいります。

下市町長 杵本 龍昭

議会だより

令和3年第1回下市町議会（定例会）が3月1日から8日までの8日間の会期で開かれ、上程された議案はいずれも原案どおり可決等されました。

- ・承認（1件）、条例制定（1件）、条例改正・廃止（8件）、その他（1件）、補正予算（3件）、予算（6件）、同意（2件）、選挙（1件）
- ・5名の議員より一般質問

計23件

議案

- ▼専決処分した事件の承認について（令和2年度下市町一般会計補正予算（第6号）について）
- ▼押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ▼一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ▼職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- ▼下市町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- ▼下市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ▼一部を改正する条例及び災害に因る被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例
- ▼下市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- ▼下市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- ▼下市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- ▼下市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支

援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

▼奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

▼令和2年度下市町一般会計補正予算（第7号）について

▼令和2年度下市町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

▼令和2年度下市町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

▼令和3年度下市町一般会計予算について

▼令和3年度下市町国民健康保険特別会計予算について

▼令和3年度下市町後期高齢者医療保険特別会計予算について

▼令和3年度下市町介護保険特別会計予算について

▼令和3年度下市町下水道事業特別会計予算について

▼令和3年度下市町水道事業会計予算について

※予算の詳細につきましては、次ページをご覧ください。

▼下市町監査委員の選任につき同意を求めることについて

任期満了に伴い、菊本好祐氏を引き続き下市町監査委員に選任することに同意されました。



菊本 好祐氏
(広橋)

▼下市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

任期満了に伴い、原野悦夫氏を引き続き下市町固定資産評価審査委員に選任することに同意されました。



原野 悦夫氏
(北口)

▼下市町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

指名推選により次の方々が選ばれました。（敬称略）

- | | |
|----|-----------|
| 委員 | 瀬上 和史（中村） |
| | 溝上 直治（新住） |
| | 上村 陽子（岩森） |
| 服部 | 弘一（明大） |
| 榊井 | 正博（中屋） |
| 岩本 | 正博（平原） |
| 上南 | 成子（上阪） |
| 和田 | 純幸（瀬ノ上） |

一般質問

松田哲子議員から

○下市町第2期地方創生総合戦略とSDGsの取り組みについて

○下市町役場の課長級の女性の割合について

○空き家や空き地対策の現状と今後の方向性について

（危険な空き家や雑草が繁茂した空き地の対策含む）

中垣内敏博議員から

○災害復旧工事についてお聞きします

○下市町の人口減について

尾上治吉議員から

○下市町ホームページについて

○日帰り温泉 明水館について

○総務省が推進して、住民保険課が対応して頂いている。マイナンバーカード作成についてお伺い致します。

矢野和男議員から

○コロナ禍対策について

○町内住民・業者への支援策

○子ども・子育てに対する支援策について

○不燃ごみの収集に関して

○南都銀行跡地の活用について

○Withコロナを見据えた町おこし

吉井辰弥議員から

○新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に大きな影響を受けている町内の事業者に対し、事業の継続を支える町の独自支援策の計画について。

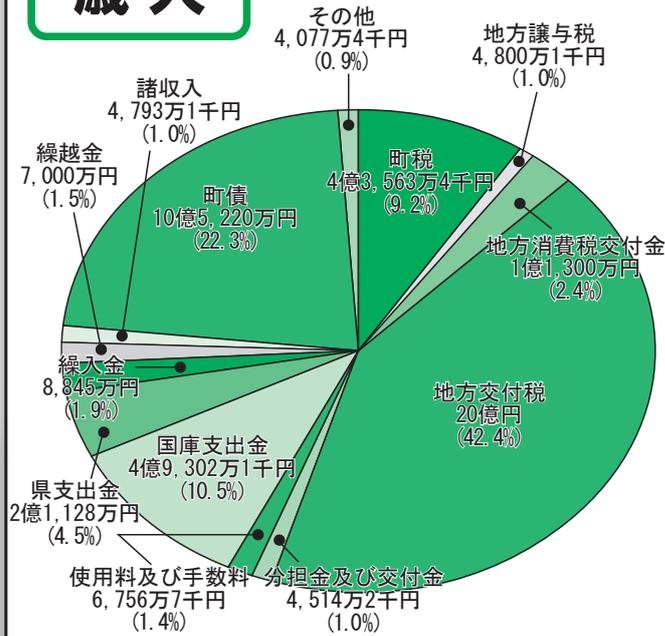
○若者・子育て世代・現役世代への定住促進事業の計画についてどのような計画や事業をされているのかお伺いいたします。

○まちの町有財産（遊休地や空き校舎等の施設）の利活用についてどのような事業計画をされているのかお伺いいたします。

令和3年度 予算

令和3年第1回下市町議会定例会で令和3年度当初予算が承認されました。
一般会計予算は47億1千3百万円で、昨年の当初予算額に比べて5億1千百万円(12.2%)増額した予算規模となりました。

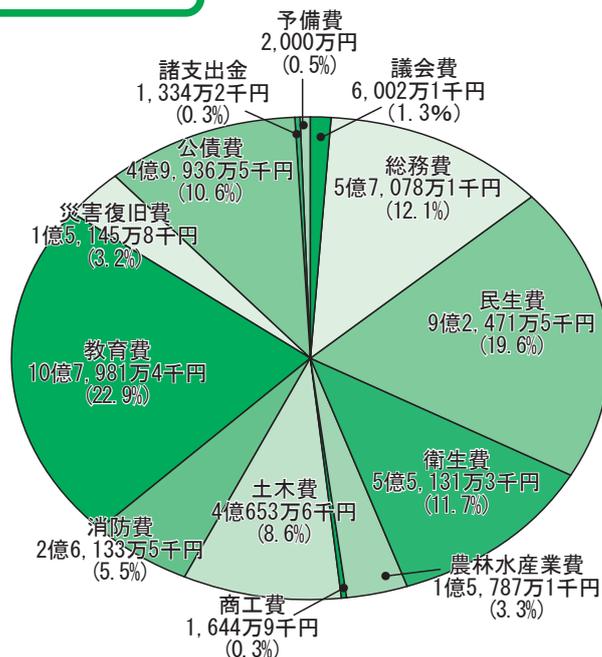
歳入



利子割交付金	100万円
配当割交付金	500万円
株式等譲渡所得割交付金	500万円
法人事業税交付金	400万円
環境性能割交付金	500万円
地方特例交付金	380万円
交通安全対策特別交付金	50万円
財産収入	347万4千円
寄附金	1,300万円
合計	4,077万4千円

一般会計 47億1千300万円

歳出



歳入
昨年に比べ町税収入は36億49万3千円の減となっています。

歳出
小中一貫校整備事業費として、8億2800万円を計上。新型コロナウイルス関連として、ワクチン接種事業費に4千万円、感染症対策交付金に4860万円を計上。さらに広域環境衛生組合負担金として、5652万8千円を計上しています。

会計別予算額

(単位:千円)

区分	予算額	対前年比率 (%)
一般会計	4,713,000	12.2
特別会計	1,930,636	△ 5.8
特別会計の内訳	国民健康保険	716,912 △ 2.8
	後期高齢者	115,406 1.3
	介護保険	916,283 △ 10.2
	下水道事業	182,035 2.0
合計	6,643,636	6.3

水道事業会計予算

(単位:千円)

	区分	予算額	対前年比率 (%)
収益的	収入	317,331	△ 2.0
	支出	285,942	0.3
資本的	収入	57,676	1356.5
	支出	243,026	31.2

下市町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(拡充)

今回の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策につきましては、広報7月号、9月号でお知らせした内容を拡充したものになります。詳細については、各担当課にお問い合わせください。

上水道基本料金減免事業について

水道利用者に対して基本料金の減免の期間を6ヶ月延長します。

★実施時期

奇数月の検針地区は 令和3年3月検針分 ～ 7月検針分 追加

偶数月の検針地区は 令和3年4月検針分 ～ 8月検針分 追加

★水道料金(口径を問わず)の基本料金(メーター使用料含む)を減免します。

問合せ 下市町役場 上下水道課 ☎ 0747-52-5540 (代表)

IP 0747-68-9076 (直通)

給食費の無償化事業について

こども園・小学校・中学校の給食費無償化を令和3年4月から引き続き6ヶ月延長します。

町内のこども園、小・中学校へ通う園児児童生徒については、給食費(こども園4,200円、小学校4,500円、中学校4,900円)を無償化します(保護者の口座からの引き落としをしない)。

※こども園に関しては保育料から給食費相当額を免除

町外の施設を利用している園児児童生徒については保護者が施設に支払っている給食費の町内給食相当額(支払っている額が相当額より低い場合は低い方)を支給します。

※対象者の保護者には個別に通知いたします。

ご不明な点がございましたら、教育委員会事務局までお問い合わせください。

問合せ 下市町教育委員会 ☎ 0747-52-1711 (代表)

IP 0747-68-9080 (直通)

こまどりケーブルテレビ基本料金減免事業について

こまどりケーブル株式会社と契約している町内の全世帯・事業主に対して、令和3年3月～8月分(4月～9月請求分)の6ヶ月間、基本プラン料金1,650円(税込)を下市町が負担します。

手続きは不要で、下市町がこまどりケーブルテレビに代理納付させていただきます。基本プラン以上の利用額は、差額分がこまどりケーブル株式会社から契約者へ請求されます。

問合せ 下市町役場 総務課 ☎ 0747-52-0001 (代表)

IP 0747-68-9060 (直通)

マスク配布事業について

町内の全世帯(令和3年3月1日現在の世帯)にマスクの配布(郵送)を行います。また、令和3年3月2日以降に下市町で新たに世帯主になられた方は、下市町役場でマスクをお渡しさせていただきます。

問合せ 下市町役場 総務課 ☎ 0747-52-0001 (代表)

IP 0747-68-9060 (直通)

町税・料金の窓口納付場所等のお知らせ

令和3年4月より、全国のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリで支払いができるようになります。

※令和3年4月以降に発行する納付書から可能となります。

〈ご利用可能な税目・料目（担当課）〉

- 個人住民税普通徴収・固定資産税・軽自動車税（税務課）
- 国民健康保険税（住民保険課） ○住宅使用料（建設課）
- 保育料（教育委員会） ○上下水道料金（上下水道課）

※上記以外の税目・料金は、ご利用できません。

ご利用可能なコンビニエンスストア

MMK設置店、くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

※コンビニエンスストアの統廃合等により名称が変更される場合があります。

スマートフォンでの支払方法

対象アプリは、「Pay B」「Pay Pay」「LINE Pay」の3つのアプリになります。

納付書に、記載されているバーコードをカメラ機能で読み取り、納付することができます。操作方法等は、各アプリのホームページをご確認ください。

ご利用にあたっての注意事項

○納付書1枚30万円を超えるもの、バーコードがないもの、バーコードが読み取れないもの、金額訂正したもの、期限の過ぎたもの、破損等したものはご利用できません。

※「LINE Pay」で上下水道料金を支払いする場合は、納付書1枚5万円まで。

○スマートフォンで支払いされた場合は、領収（証）書は発行されませんので、取引履歴等でご確認ください。

○軽自動車税（種別割）をスマートフォンで支払いされた場合は、納税証明書（継続検査用）も発行されませんので、必要な方は当町担当課窓口、金融機関及びコンビニエンスストアで納付書による支払いをしてください。また、窓口で納税証明書（継続検査用）を交付申請された場合でも、入金確認に3週間ほど要するため早急に必要の方は、納付書による支払いをしてください。

金融機関等の納付場所

◎役場 各担当課・丹生支所

◎教育委員会（保育料のみ）

◎浄水場（上下水道課）（上下水道料金のみ）

◎金融機関（本店・支店）

○南都銀行 ○りそな銀行 ○中京銀行 ○奈良県農業協同組合

○近畿労働金庫 ○近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局

※各金融機関で口座振替の登録をされますと、納期になれば自動振替されますので、口座振替制度もご利用ください。

問合せ

下市町役場 各担当課 ☎ 0747-52-0001（代表）

保育料（教育委員会） ☎ 0747-52-1711

上下水道料金（上下水道課） ☎ 0747-52-5540

卒園式・卒業式

町内のこども園、小・中学校では、一回り大きく成長した子どもたちが卒園・卒業を迎えました。

昨年引き続き卒園式・卒業式は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として縮小体制で行われました。

さらさらと輝いた目で卒園、卒業証書を授与された子どもたちは、4月から新たなステージへと羽ばたきました。



令和3年度 狂犬病予防注射と犬の登録のお知らせ

狂犬病予防注射を実施します。犬のしつけが十分できている方はお近くの会場へ犬を連れてきてください。

実施日	時間	実施場所
4月22日 (木)	午前 9時50分～10時 5分	立石区民センター前
	午前 10時20分～10時30分	下市温泉秋津荘駐車場
	午前 10時45分～11時00分	下市町交流センター（ごんたくんの家）駐車場
	午前 11時10分～11時30分	下市観光文化センター駐車場
	午後 1時30分～1時45分	丹生支所前
	午後 2時00分～2時10分	広橋会館前
4月23日 (金)	午前 10時00分～10時15分	栃原地区農村集落センター前
	午前 10時30分～10時40分	平原集荷センター前
	午前 10時55分～11時 5分	梨子堂会館前
	午前 11時30分～11時45分	本町防災倉庫前
	午後 1時30分～1時40分	下市町コミュニティーセンター（阿知賀）駐車場
	午後 1時50分～2時10分	吉野保健所駐車場

◇持ち物

- ①注射費用 **3,400円**（おつりのいらぬよう準備してください）
- ②通知はがき（飼い主宛てに3月中に郵送）※登録が令和3年1月以降の方ははがきは届きません。

◇犬の登録

犬の登録は狂犬病予防法で義務づけられています。未登録の飼い主は登録をしてください。注射実施会場でも受け付けします。（紫水苑で随時受付可）登録費用3,000円

◇犬の死亡・飼い主の変更や住所変更の場合、届出が必要です。（紫水苑で随時受付可）

◇問合せ

下市町役場 生活環境課（紫水苑）

☎ 0747-52-5901 IP 0747-68-9075

【(新型コロナウイルス) 拡散防止の協力依頼について】

集合注射に来られる際、下記のとおりご協力をお願いします。

- ・ 飼い主は、マスクの着用にご協力ください。
- ・ 集合注射時は、他の飼い主と適切な距離（2m以上）をとり不必要な会話はご遠慮ください。
- ・ 注射後は速やかに帰宅し、手洗い・うがいをお願いします。
- ・ 接種当日体調がすぐれない場合、後日体調が回復してから掛かり付けの動物病院にて注射をお願いします。

事業名	日	時	対象者・内容等
MR 予防接種	4月20日(火)	午後1時45分～	【追加】 平成27年4月2日～平成28年4月1日生
しもぴよランド (子育て教室)	4月21日(水)	午前10時～	対象：4歳までの児及びその保護者 内容：親子で遊ぼう
幼児健診	4月27日(火)	午後1時～ 詳細な時間は個別案内させていただきます。	1歳6か月児 令和元年9月1日～令和元年11月30日生
		午後1時15分～ 詳細な時間は個別案内させていただきます。	3歳児 平成29年9月1日～平成29年11月30日生
日本脳炎予防接種	4月30日(金)	午後1時45分～	I期初回 平成29年4月2日～平成30年4月1日生

※新型コロナウイルス感染症の影響で延期・中止になる場合があります。

食生活推進員募集

・食生活推進員とは？

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食の分野で学習・実践し、そこで得た技術や知識をボランティア活動の精神に徹し、地域住民の皆様に伝える活動をしています！

・活動内容

地域のサロン活動やイベントなどでのレシピ・試食提供の実施。
食育教室でのレシピの提供や栄養教室の実施など。
令和2年度は新型コロナウイルス感染症により、思うように活動できませんでしたが、その中でも管理栄養士から講義を受けたり、ヨガ体操の講習を受け、健康についても学びました！



※写真は新型コロナウイルス感染症流行前のものです。

食について興味がある方や食について学びたい方、食生活推進員の活動に興味がある方は、下記までお問い合わせください。

問合せ 下市町役場 健康福祉課 ☎ 0747-52-0001 (代表)
IP 0747-68-9065 (直通)

令和3年度 こころの健康相談

さまざまなこころの問題や病気で悩んでいる方のご相談に応じます。
ささいな悩みでも結構です。左記の日程で行っております。

年間予定

令和3年
5月10日(月) 7月5日(月)
9月6日(月) 11月1日(月)
令和4年
1月17日(月) 3月7日(月)

実施時間

①午後1時～2時
②午後2時15分～3時15分
③午後3時30分～4時30分

場所

下市町保健センター
2階研修室

費用

※訪問相談もいたします。

申込み・問合せ

電話で予約をお願いします。
下市町役場 健康福祉課
☎ 0747-52-0001
(内線159・160)
IP 0747-68-9065
(直通)



定期児童相談

子どもの成長、発達、行動、しつけなどのさまざまな問題や心配ごと等、あなたが抱えている疑問や悩みについて、お気軽にご相談ください。

年間予定《予約制》

令和3年
5月14日(金) 7月9日(金)
9月10日(金) 11月12日(金)
令和4年
1月14日(金) 3月11日(金)

実施時間

午前10時30分～午後4時

場所

下市町保健センター
2階研修室

申込み・問合せ

事前に電話で予約をお願いします。
奈良県高田こども家庭相談センター
☎ 0745-23-6079

子どもの任意予防接種料の一部を助成します

助成対象予防接種

○おたふくかぜ(満7歳未満)
※7000円を上限とし、接種費用の2分の1を必要な回数助成します。領収証・母子手帳・印鑑をお持ちの上、下市町役場健康福祉課の窓口まで手続きにお越しください。

建てる 改修する 貸す など

補助金を受けるには、工事等の着手前に申請が必要です。
また、各補助金の交付対象者や内容には他にも要件等がありますので、必ず担当課までお問い合わせください。

☎0747-52-0001 (代表)

下市町空き家活用推進事業補助金

町内の空き家を有効活用し、移住・定住を希望される方へ情報提供を行う「下市町空き家バンク」を運営しており、下記の補助も行っています。



- ①空き家の家財道具等の整理に係る経費に対し補助を行います
交付対象者: 空き家バンクに登録されている物件の所有者
主な内容: 空き家の家財道具等の整理に直接要する経費を30万円を上限に補助します。
- ②空き家の改修を金融機関等から融資を受けて行う方に対し利子の補助を行います
交付対象者: 空き家バンクに登録されている物件の所有者又は空き家バンク利用登録者
主な内容: 金融機関から融資を受けて改修工事を行う場合、利子の補助を行います。利子補給は1空き家物件につき1件の借入分とし、利子の補給率は3%以内、補給期間は5年以内とします。

担当課: 地域づくり推進課

下市町ブロック塀等撤去事業補助制度

道路(私道等を除く)に面している倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去に対し、補助金の交付を行います



除却

【補助交付額】

- ①ブロック塀等の撤去に要する経費(撤去したブロック塀等の処分に要する経費を含む。)とし、見付面積1平方メートルにつき1万円を限度とする。
- ②補助金の金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- ③補助金の交付は、1つの敷地につき、1回限りとする。

※令和3年12月末日までに工事を完了し、必要書類の提出が必要です。

ただし原則11月半ばまでには、除却工事に着手すること。

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①ブロック塀、または、その他の組積造の塀であること。
(※門柱及び万年塀、土塀は対象外)
- ②対象者はブロック塀の所有者又は管理者であること。
- ③建築基準法第42条に規定する道路(※私道、里道は対象外)に面していること。
- ④ブロック塀等の倒壊による危険性回避を目的として実施する危険ブロック塀等の解体工事であること。

受付予定期間 令和3年7月1日～令和3年10月29日
応募予定件数 2件(先着順)

担当課: 建設課

空き家再生推進事業(応急措置)補助金

【主な内容】

空き家の老朽化等により、地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために行う措置に要する経費の3分の1を10万円を上限として補助します。

受付締切 令和4年2月28日
応募予定件数 3件程度

若者定住集合住宅支援事業補助金

新築民間賃貸集合住宅に若者世帯が入居した場合に補助します



【主な内容】

- A: 賃借人補助(借り方への補助)
新築以降の4月1日から1～5年まで毎月10,000円、6～10年まで毎月5,000円
- B: 賃貸人補助(貸す方への補助)
若者世帯賃借人の入居戸数毎に毎月5,000円、新築以降の4月1日から10年間

【交付対象者】

- A: 賃借人補助(借り方への補助)
次の①～③の要件を全て満たす方
 - ①新たに若者定住集合住宅(令和元年度以降に新築された町内の民間賃貸集合住宅のうち、住宅新築者の申請により町の認定を受けた住宅)の賃貸借契約を締結し、当該住宅の所在地において賃借人及びその世帯構成員が町の住民基本台帳に記録され、現に居住する若者世帯(世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯)
 - ②自治会活動等に積極的に参加する方、定住する意思のある方
 - ③その他の公的制度による補助交付者、町税滞納者、暴力団排除条例に該当する方等でないこと
- B: 賃貸人補助(貸す方への補助) 若者定住集合住宅の賃貸人等

担当課: 地域づくり推進課

空き家再生等推進事業(除却)補助金

空家(不良住宅)等の除却費用の一部を補助します



【主な内容】

補助対象経費は、補助対象建築物の除却に要する経費とし、50万円を上限に補助します

【交付対象者 次の①～⑥の要件を全て満たす方】

- ①町内にある不良住宅(住宅地区改良法施行規則に定める住宅の不良度の測定基準に掲げる評定項目の評定の合計が100以上の建築物)の認定を受けた住宅
- ②補助対象建築物のある自治会への報告を行う
- ③除却工事は建設業法等の許可を受けた業者が行う
- ④空家であり、権利等あれば全権利者からの同意を得ている
- ⑤町税滞納者、公共工事の補償対象、暴力団排除条例に該当する方等でないこと
- ⑥年度内に工事を完了出来ること

※原則11月半ばまでに除却工事を始めること

応募予定件数 6件程度

担当課: 総務課

【交付対象者 次の①～⑤の要件を全て満たす方】

- ①町内にある空き家の所有者またはその相続人等(権利等あれば全権利者から同意を得ていること)
- ②近隣住民への報告を行う
- ③施工工事は、法人または個人事業主が行う
- ④町税滞納者、公共工事の補償対象、暴力団排除条例に該当する方等でないこと
- ⑤年度内に工事を完了出来ること

担当課: 総務課



住環境支援～各種補助金ご紹介～

下市町で家を

下市町住宅リフォーム助成事業補助金

下市町内で購入した木材を使用し、住宅リフォームを行った方に補助金の交付を行います



家を改修する

【主な内容】

- ①当該工事に使用した木材の購入額とし、最高限度額は20万円(町が行っている他の補助制度の対象部分を除く)
- ②補助金の交付は1回限り

【交付対象者 *次の①～⑥の要件を全て満たす方】

- ①下市町に住所を有する方が、町内で自ら居住するための住宅等のリフォーム工事であること(独立した敷地にある店舗等は対象外)
- ②下市町内に本社を有する法人又は下市町内に住所を有する個人の施工業者を利用して期間内に完了する工事であること
- ③下市町内の木材業者(製材所)で購入した、吉野郡内で生産または製材された木材を使用したリフォーム工事であること
- ④建築基準法等の関係法令の基準を満たしていること
- ⑤同一世帯全員が町税等の滞納がないこと
- ⑥工事費が20万円以上であること(町が実施する他の補助制度の対象部分を除いた工事費)

受付予定期間 令和3年4月1日～令和4年1月14日
応募予定件数 6件程度(先着順)

担当課:建設課

既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業

下市町内で住宅の耐震に要した費用の一部を補助



【主な内容】

- ①工事前の構造評点1.0未満のものを構造評点1.0以上の数値にする改修工事又は、工事前の構造評点0.7未満のものを構造評点0.7以上の数値にする改修工事
- ②補助対象住宅の耐震に要した費用が事業対象建築物一棟あたりの補助金の金額は、50万円以上の耐震改修工事に要した費用に100分の23を乗じた金額(千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。)但し、その額が20万円未満のときは20万円とし、50万円を超えるときは50万円を限度とする。

【交付対象者 *次の①～⑤の要件を全て満たす方】

- ①町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅(柱・梁・筋交いなどで軸組を形成するもの)
- ②延べ面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下
- ③店舗等の併用住宅の場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満
- ④町が実施する木造住宅の耐震診断または町が実施する耐震診断方法と同等以上の効力を有すると認められる耐震診断により、診断結果が1.0未満と診断された住宅
- ⑤対象者は、耐震診断対象住宅の所有者であること。

受付予定期間 令和3年7月1日～令和3年10月29日
応募予定件数 1件程度(先着順)

担当課:建設課

既存木造住宅耐震診断支援事業

町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象住宅へ派遣して、耐震診断を実施します。



【主な内容】

- ①所有者からの申請を受け、町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象住宅へ派遣して、耐震診断を実施します。耐震診断終了後、耐震診断の結果などを申請者に報告します。
- ②診断費用 無料(町が診断費用[5万円]を負担します)

【交付対象者 *次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅(柱・梁・筋交いなどで軸組を形成するもの)
- ②延べ面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下
- ③店舗等の併用住宅の場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満
- ④対象者は、耐震診断対象住宅の所有者であること

受付予定期間 令和3年7月1日～令和3年10月29日
応募予定件数 2件程度(先着順)

担当課:建設課

定住促進住宅新築補助金

若者世帯が下市町内で新築する住宅建設費の一部を補助します



家を建てる

【主な内容】

- 次の①～③の要件を全て満たす場合は1,000,000円
- ①補助金の交付対象者が、下市町内で自ら居住するために新築する住宅
 - ②延床面積90平方メートル以上の専用住宅
 - ③建築基準法等の関係法令の基準等を満たしていること
その他かさ上げ:下市町内の業者での施工(100,000円)
吉野材使用(100,000円)

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯
- ②住宅新築工事完了時に、当該住宅の所在地において住民基本台帳に記録され、引き続き10年を超えて居住することを宣誓する方
- ③自治会活動等に積極的に参加する方
- ④町税滞納者、公共工事等の移転補償での住宅建設、暴力団排除条例に該当する方等でないこと

受付予定期間 令和3年4月1日～
応募予定件数 5件程度

担当課:地域づくり推進課

令和3年度から国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険県単位化に伴い、「同じ世帯であれば、県内のどこに住んでも保険税（料）が同じ」になるよう、段階的に税率改正を行い、令和6年度に県内保険税（料）の統一を目指すこととしているため、下市町でも令和3年度より税率改正をさせて頂くこととなりました。なお、税率改正については、下市町国民健康保険運営協議会において審議がなされ、協議会からの答申に基づき決定されたものです。

新たな税率は下表のとおりです。国民健康保険税は、医療費などにあてられる大切な財源ですので、納税にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

◇令和3年度下市町国民健康保険税率◇

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分 (40歳～64歳の方)	
	現行	改正	現行	改正	現行	改正
所得割	7.4%	7.5% (0.1%増)	2.4%	2.8% (0.4%増)	2.5%	3.1% (0.6%増)
平等割	19,200円	19,500円 (300円増)	6,000円	7,200円 (1,200円増)	—	—
均等割	25,200円	26,400円 (1,200円増)	7,800円	9,600円 (1,800円増)	14,400円	16,800円 (2,400円増)

医療保険分・・・医療給付に充てる分

後期高齢者支援金分・・・75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支える分

介護保険分・・・介護保険のサービスに充てる分

所得割・・・加入者の前年の総所得金額等に基づき算出され、加入している1人毎に計算される

平等割・・・加入世帯毎に一律の金額となる

均等割・・・加入者1人毎に、年齢や所得に関係なく一律の金額となる

～ジェネリック医薬品を利用しましょう～

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬（先発医薬品:新薬）の特許期間満了後に、有効成分、用法が同等の医薬品と申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された、新薬より安価な薬です。

利用を希望するときは、お医者さんや薬剤師さんに相談しましょう！

問合せ 下市町役場 住民保険課 ☎ 0747-52-0001（代表）

IP 0747-68-9063（直通）

国民年金保険料の「学生納付特例制度」はご存じですか？

20歳になった時から国民年金の保険料の納付が義務付けられていますが、学生については申請により、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の保険料が未納になっていると、万一病気やけがで重い障害が残った時に障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は障害基礎年金の受給資格要件に含まれます。学生であって所得が少なく保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例の申請をしてください。

対象者 大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍する学生等で、ご本人の所得が基準以下の方

※各種学校…学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

<前年所得のめやす>

118万円+扶養親族等の数×38万円で計算した額以下

必要書類 ・年金手帳または基礎年金番号通知書

・学生証、在学証明書等

・印鑑

提出先 下市町役場住民保険課、大和高田年金事務所

問合せ 下市町役場住民保険課 ☎ 0747-52-0001（代表）

IP 0747-68-9063（直通）

大和高田年金事務所 ☎ 0745-22-3531

選挙運動費用の公費負担制度を導入します

選挙運動費用の公費負担制度とは

この制度は、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を保てるようにするため、一定の金額を限度として国や地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

公費負担制度を導入します

公職選挙法の一部改正（令和2年12月施行）に伴い、町でも条例を制定し、下市町議会議員および下市町長選挙において、選挙運動費用の公費負担制度を導入することとなりました。

公費負担のしくみ

町が負担する公費は、候補者に直接支払われるのではなく、自動車の借入れやポスターの作成などの業務について、候補者と有償契約を締結した業者に対して支払われることとなります。

本制度の対象となるもの

1. 選挙運動用自動車の使用
2. 選挙運動用ビラの作成
3. 選挙運動用ポスターの作成

公費負担の対象と限度額

1. 選挙運動用自動車の使用

契約の種類・内容			1日当たりの限度額
① 一般運送契約 (ハイヤー契約)	選挙運動用自動車として使用するため、ハイヤーやタクシーによる運送契約をした料金		64,500円
② その他の契約 (個別契約)	自動車借入れ契約	選挙運動用自動車としてレンタカーを利用した料金	15,800円
	燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,560円
	運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転手に対して支払う報酬	12,500円

※①と②の契約は、どちらかの選択となります。最大で1日当たりの限度額に選挙期間（告示日から選挙期日の前日まで）の5日間分を公費で負担します。

2. 選挙運動用ビラの作成

内容	1枚当たりの限度額	上限枚数
選挙運動用ビラの作成費用	7円51銭	議員 1,600枚 町長 5,000枚

3. 選挙運動用ポスターの作成

内容	1枚当たりの限度額	上限枚数
選挙運動用ポスターの作成費用	4,779円	73枚(ポスター掲示場数)

※限度額を定額で負担するものではなく、限度額の範囲内で実際に要した費用を公費で負担します。

※候補者の得票数が供託物没収点に達しない場合、公費負担は受けられません。

供託物没収点・・・町長選挙：有効投票総数の10分の1

町議会議員選挙：有効投票総数を議員定数（8人）で割った数の10分の1

問合せ 下市町選挙管理委員会事務局（下市町役場 総務課内）

☎ 0747-52-0001（代表） IP 0747-68-9060（直通）

国税職員募集のお知らせ

～令和3年度 国税専門官採用試験～

- 受験資格** 1 平成3年4月2日～平成12年4月1日生まれの者
2 平成12年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
(1) 大学を卒業した者及び令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者
(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 【お申込みはこちら】
- 試験の程度** 大学卒業程度
- 申込受付期間** 令和3年3月26日(金)～4月7日(水)
原則として、インターネット申込みとなります。
インターネット申込専用URL [<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
- 試験日** 第1次試験 6月6日(日)
第2次試験 7月5日(月)～16日(金) ※第1次試験合格通知書で指定する日時
- 合格者発表日** 第1次試験合格者発表日 令和3年6月29日(火) 午前9時
最終合格者発表日 令和3年8月17日(火) 午前9時
- 採用予定人数** 1 採用予定数については、別途、人事院ホームページに掲載します。
2 採用予定数は変動することがあります。
最新情報は人事院ホームページで確認してください。
- その他** 採用に関する情報は、国税庁ホームページ「採用情報」にも掲載しています。
URL : <https://www.nta.go.jp>
- 問合せ** 大阪国税局人事第二課(試験係) ☎ 06-6941-5331
吉野税務署総務課 ☎ 0746-32-3385



令和3年測量士・測量士補試験の実施

- 日時** ①測量士試験 9月12日(日) 午前10時～午後4時(休憩時間:午後0時30分～1時30分)
②測量士補試験 9月12日(日) 午後1時30分～4時30分
- 試験地** 北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、
広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県
- 願書受付期間** 4月12日(月)～5月17日(月)
※郵送の場合は5月17日(月)までの日付の消印があるものに限り受け付けます。
後納郵便、別納郵便の場合は5月17日(月)まで必着とします。
- 願書受付場所** 〒305-0811
茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部総務課 試験登録係
- 試験手数料** 測量士試験 4,250円 測量士補試験 2,850円
- 合格発表日** 令和3年11月8日(月)
- 問合せ** 国土交通省国土地理院 総務部総務課 試験登録係
☎ 029-864-8214、8248
<https://www.gsi.go.jp>



令和3年度 下市町地域づくり団体 (地域がこぞって元気なまちづくりを行う団体等)募集

下市町では、元気なまちづくりを行い、地域の活性化を目的とした活動を実施する団体に対し、助成を行っていますのでご応募ください。

助成対象となる団体

- (1) 町内で住民活動を行っている団体
- (2) 原則として5名以上の構成員で構成されている団体
- (3) 規約又は会則を持ち、かつ継続的な住民活動が行われ、又は行われることが見込まれる団体等

助成制度の概要

- ①活動事業費助成金 助成対象経費×3/4以内
※対象経費は、事業実施に伴う経費であり、単なる運営経費は対象外
- ②活動スタート支援助成金(設立後2年以内または設立見込みの団体に限り)
1団体1回限り 10万円を上限とする。

募集期間

- 4月1日(木)～
※今年度予算額がなくなり次第応募終了といたします。

問合せ

下市町役場 地域づくり推進課 ☎ 0747-52-0001 (代表)
IP 0747-68-9070 (直通)
※詳細な説明等は担当で行いますので、まずは電話にてお問い合わせください。

奈良県立大淀養護学校 保護者説明会・体験学習

本校では、知的障害のある幼児の保護者や、児童と保護者等に対して、本校の教育についての理解と認識を深めていただくために、説明会等を次のとおり行います。

《小学部》 ①保護者説明会

対象 令和4年4月に小学生となる知的障害のある幼児の保護者
日時 5月20日(木) 午前9時30分～正午
5月21日(金) 午前9時30分～正午

②就学相談(個別体験学習)

日時 6月15日(火)～12月中旬 午前9時30分～11時30分

《中学部》 第1回体験学習

対象 知的障害のある小学6年生とその保護者、小学校の教員ほか
日時 6月10日(木)～28日(月) 午前9時30分～正午

教育相談 お子様の日常生活指導・教科指導等特別支援教育についての相談等がありましたら、ご利用ください。事前にお申し込みが必要です。日程や時間を調整させていただきます。

問合せ 奈良県立大淀養護学校(吉野郡大淀町下淵414-1)
☎ 0747-52-7655
Mail oyodoyougo@nps.ed.jp

令和3年度 明日香養護学校 教育相談のご案内

県立明日香養護学校では、肢体不自由のある幼児児童生徒、及び病弱教育対象生徒の保護者や担任に対して、本校の教育についての理解と認識を深めていただくために、教育相談を行っています。

- 日時** 事前にお電話でお申し込みください。相談日は火・水・木ですが、ご希望により調整させていただきます。(土・日・祝日は除く)
- 内容** ○肢体不自由のある幼児児童生徒の就学、進学や在宅訪問教育について、及び病弱教育対象の生徒の進学に関する相談について
○学校生活上の指導や支援について

問合せ 奈良県立明日香養護学校 教育支援部(高市郡明日香村川原410)
☎ 0744-54-3380(午前9時～午後5時)
学校の概要については、本校ホームページをご覧ください。



下市温泉秋津荘・明水館・ごんた食堂 営業日のお知らせ

営業時間 午前11時～午後7時
(受付は午後6時30分まで)

ごんた食堂

【平日】

午前11時30分～午後2時
午後4時30分～7時

【土・日・祝日】

午前11時30分～午後7時
(ラストオーダー 午後6時30分まで)

※風呂の日には、お得な当日限定の日替わりメニュー『風呂の日定食』がございます。

各種宴会を承っております。ご予約はごんた食堂へ。



※写真はイメージです



ごんたの湯
下市温泉秋津荘明水館

4月の営業日カレンダー

※○印の日が休館日です。

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	○5	6	7	8	9	10
11	○12	13	14	15	16	17
18	○19	20	21	22	23	24
25	○26	27	28	29	30	

🌸 今月の風呂の日は27日です

皆様のご利用を心からお待ちしています。

問合せ

下市温泉秋津荘・明水館
☎ 0747-52-2619 (フロイク)
IP 0747-68-9081

吉野三町無料法律相談 (奈良弁護士会所属弁護士による無料相談)

日 時 4月16日(金) 午後1時～4時
場 所 吉野町役場
予約・問合せ 吉野町役場 町民税務課
☎ 0746-32-3081 (代表)

中南和法律相談センター無料法律相談 (県内中南和各地で随時開催しています)

予約・問合せ 奈良弁護士会
中南和法律相談センター係
☎ 0742-22-2035

法テラス南和法律事務所 (常駐の弁護士が相談にあたります)

場 所 大淀町大字下淵68番地の4
やすらぎビル4階
問 合 せ ☎ 050-3383-0025
※無料になる場合があります。
まずは電話でお問い合わせを。

消費生活相談

日 時 毎週木曜日 午後1時～4時
開催日等は直接お問い合わせください。
場 所 川上村役場
問 合 せ 川上村役場 住民福祉課
☎ 0746-52-0001 (代表)

固定資産縦覧帳簿等の縦覧について

令和3年度の固定資産税の算定と基礎となる固定資産縦覧帳簿等(令和3年1月1日現在)の縦覧を行います。

期 間 4月1日(木)～5月31日(月)
※土・日・祝日等の閉庁日は除く
時 間 午前8時30分～午後5時15分
場 所 下市町役場 税務課

※縦覧等を希望される方は、土地の所有者、納税者等であることを確認するために本人確認を行います。納税通知書、公的機関発行の証明書等、運転免許証、健康保険証等の提示をお願いします。代理人が縦覧される場合は、委任状が必要です。

問 合 せ 下市町役場 税務課
☎ 0747-52-0001 (代表)
IP 0747-68-9066 (直通)

農用地の除外申請について

農業振興地域内の農用地を農地以外の用途に使用する計画がある場合は、4月30日(金)までに農用地除外申請をしてください。

なお、除外申請が許可された後(約6か月後)、農業委員会への農地転用申請により許可を受け、転用が可能となります。

申込・問合せ 下市町役場 地域づくり推進課
☎ 0747-52-0001 (代表)
IP 0747-68-9070 (直通)

会計年度任用職員登録者(看護師・保健師)を募集 (新型コロナウイルスワクチン接種等に従事していただける方)

会計年度任用職員は、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内(4月1日から翌年3月31日まで)で任用される非常勤職員です。

この登録制度は、町の会計年度任用職員としての任用を希望される方にあらかじめ登録していただくもので、会計年度任用職員を雇用する必要が生じたときに、登録者の中から選考し任用します。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問 合 せ 下市町役場 健康福祉課
☎ 0747-52-0001 (代表)
IP 0747-68-9065 (直通)

社協だより

いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。
2月16日～3月15日の期間に、次の皆さんから預託をいただきました。

・供養として

- 上田 俊明 (大峯町) 3万円
- 堀内 一宏 (梨子堂) 3万円
- 向出 伴子・森本 通子 (新住) 5千円
- 間所 典行 (梨子堂) 3万円
- 坂口 裕彦 (小路) 2万円

(敬称略)



相談内容	場所	相談日	時間
行政・人権・心配ごと相談 行政相談委員・人権擁護委員 民生児童委員が相談を受けます。 (電話相談も可)	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎ 0747-52-6125	4月 1日(木)	午後 1時
		5月 6日(木)	
人権・心配ごと相談 人権擁護委員・民生児童委員が 相談を受けます。 (電話相談も可)	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎ 0747-52-6125	4月15日(木)	3時
		5月20日(木)	

下市消防署からのお知らせ

林野火災の防止

この時期は空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です。また、ハイキング・山菜取り等で入山者が多く、特に林野での火災が多発する季節でもあります。

- このような林野での火災予防のため、次のことに気をつけましょう。
 - 木の枝や枯れ草等をやむを得ず焼却する時は、周囲への延焼に十分注意するとともに、水バケツ等の消火の準備をすること。
 - 火気使用中はその場を離れず、終了後は完全に消火する。
 - 強風時や乾燥注意報発令中には、たき火、枯れ草等の焼却を行わない。
 - 山林に火入れをする時は、必ず町村長の許可を受けること。
 - 森林の近くでタバコは極力吸わない、また吸殻は必ず消して投げ捨てない。
- 火遊びは絶対しない、させない。

てんいち先生



図書館だより

おはなし会
4月24日(土)
午後2時

図書館では電話での本の予約・延長も受け付けています。気軽にお問い合わせください。

下市観光文化センター2F
(下市町立図書館)
☎ 0747-52-11711
I P O 747-68-9080

4月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

- ★○印が休館日です
- ★開館時間 木曜日～月曜日
午前9時～午後5時
- ★開館時間以外は、玄関脇の返却BOXへお返しく下さい。(DVD・ビデオテープを除く)

SDGsの17目標、および169ターゲットについて、立案された歴史背景や経緯に触れながら、これらを達成することにより未来がどのように変わっていくかを解説。



川延昌弘 / 著
ナツメ社

★未来をつくる道具

わたしたちのSDGs

ゴミ袋販売店一覧

販売地区	販売店名
北 口	ニ々屋化粧品店
新 町	相本 豊子
本 町	新谷米穀店
今在家	更谷印刷
惣 上	下市町商工会
大 峯	フクモリ 下市店
下市観光文化センター	下市元気印朝市
下 阪	ナカイデンキ
上 阪	大仙 (ダイセン)
栄 町	松場たばこ店
栄 町	森本酒舗 (旧)
堀 毛	森田商店
田 中	田中市
新 住	株式会社巴商事
原 野	柳原 昭次
岡	岡西 理量
西中村	東商店
中 屋	岩崎商店
中 村	梶谷 美代治
移動販売車	内田魚店 (可燃ごみ袋 (大)・(小)のみ販売)
新 住	Aコープ 下市店 営業時間 (午前9時30分~午後8時)
町 外	ローソン 大淀町下淵店 (可燃ごみ袋 (大)・(小)のみ販売) (24時間営業)
町 外	ライフ 大淀店 営業時間 (午前9時~午後10時)

※上記一覧以外にも個人・各地区役員様で販売しているところもあります。
下市町役場 生活環境課 (紫水苑)
☎ 0747-52-5901

下市町役場敷地内の急傾斜工事に伴う通行止めについて

3月19日 (金) ~ 5月31日 (月) の期間、
県急傾斜工事のため、下市町役場南側進入路が
終日・全面通行止めとなります。
ご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。

イノシシ・シカによる被害でお困りの農業者の方へ

農地における農作物生産の被害防止のため、進入防止柵を設置する場合において、購入資材に要する経費の補助を行います。

資材を4月以降で購入し設置された方、またこれから設置をご予定の方は必ず事前に地域づくり推進課に申し込みをしてください。

尚、予算には限りがありますのでお早目の手続きをお願いします。

【補助対象経費】

資材費 (ワイヤーメッシュ柵、電気柵等にかかるもの)

【補助額】

資材経費の2分の1以内、上限6万円まで

※予算に達し次第、受付を終了させていただきます。

問合せ 下市町役場 地域づくり推進課

☎ 0747-52-0001 (代表)

IP 0747-68-9070 (直通)

下市町立図書館 新着図書リスト

1日1ページ、読むだけで身につく日本の教養365	齋藤孝 / 監修
口・のどのがん	三谷浩樹 / 監修
ザッパなおやつ	riyusa
(読んだふりしたけど)ぶっちゃけよく分からん、あの名作小説を面白く読む方法	三宅香帆
デルタの羊	塩田武士
とわの庭	小川糸
あの夏が飽和する	カンザキイオリ
エンド・オブ・ライフ	佐々涼子
うごきません	大塚健太
きりかぶのきりじいちゃんときりばあちゃん	なかやみわ
しんかんせん!	穂村弘
絵本はたらく細胞	清水茜 / 原作
個「性」ってなんだろう?	中塚幹也 / 監修
子どもを守る言葉『同意』って何?	レイチェル・ブライアン
おしりたんてい おしりたんていのこい!?	トロル
グレッグのダメ日記 なんとかなるさ	ジェフ・キニー



令和3年3月1日現在

人 口 5,058 人 (-36)
男 2,385 人 (-12)
女 2,673 人 (-24)
世帯数 2,409 世帯 (-4)
() 内は前月比
出生 0人 死亡 18人
転入 2人 転出 20人